

国立大学法人京都大学教職員懲戒規程の一部を改正する規程

(前略)

(懲戒の事由)

第3条 懲戒の事由は、別表のとおりとする。

(後略)

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

懲戒処分事由

(前略)

5. 倫理規程違反関係

(1) 各種報告書を提出しなかったとき。

(中略)

(23) 倫理監督者の承認を得ずに利害関係者からの依頼に応じて報酬を受けて講演等をしたとき。

(24) 利益相反行為を行ったとき。

(後略)